

議員提出議案等 ー 令和6年12月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第8号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）	可決	12月13日
発議第9号	核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書	可決	12月13日
発議第10号	学校給食費の無償化を求める意見書（案）	可決	12月13日
発議第11号	有害鳥獣被害のさらなる推進を求める意見書（案）	可決	12月13日
発議第12号	三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）	可決	12月13日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和6年（2024年）12月13日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 宍 戸 稔

〃 伊 藤 芳 則

〃 弓 掛 元

〃 藤 井 憲一郎

〃 徳 岡 真 紀

〃 中 原 秀 樹

〃 山 田 真一郎

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）  
の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先  
内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長

発議第 8 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

あらゆる分野において、女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障している女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり、法律や規制の中の差別は勿論、社会習慣・慣行の中の性差別をなくすことを求めている。第34回国連総会で1979年（昭和54年）に採択され、現在189か国が締約国である。

我が国は1985年（昭和60年）に同条約を批准し、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定につながった。

その後、この条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するため、改めて1999年（平成11年）国連の総会で採択されたのが「選択議定書」であり、同条約の実効性を高めるため、国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）への個人通報制度と調査制度を定めたもので、現在までに世界で115か国が批准している。

しかしながら、我が国はいまだに批准していない。

批准すれば、条約上で保障されている権利が侵害されたとき、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることが可能となるのが「個人通報制度」（通報者；個人又は集団）であり、委員会は、その内容が、条約上の違反に当たると認定すれば当事国に対して見解を出し、勧告することができる。このことは、その後の国の対応を通じて、女性差別撤廃条約の内容が、確実に私たちの暮らしに届く契機になる。

我が国は、第5次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」

としているが、すでに20年余り「検討」以上の進展がない。

このような状況の中で、世界経済フォーラムの各国男女間格差を示すジェンダー・ギャップ指数は、初めて公表された2006年（平成18年）以来、世界ランクは下がり続け、2024年は146か国中118位となっている。

このことは、20年近く男女の格差をなくすための有効な策が講じられなかったことを示しており、女性に対する差別は、今なお、社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在している状況がある。

誰もがお互いを尊重し、生き生きと暮らせる社会を創るため、選択議定書の批准はこの現状を変える重要な第一歩である。日本が「ジェンダー平等後進国」である現状に鑑み、政府及び国会におかれては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月13日

三 次 市 議 会

令和6年（2024年）12月13日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 宍 戸 稔

〃 伊 藤 芳 則

〃 弓 掛 元

〃 藤 井 憲一郎

〃 徳 岡 真 紀

〃 中 原 秀 樹

〃 山 田 真一郎

核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に  
求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先  
内閣総理大臣  
外務大臣  
衆議院議長  
参議院議長

発議第 9 号

核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に  
求める意見書（案）

ウクライナに軍事侵攻したロシアが核兵器の使用をちらつかせるなどの威嚇を行い、人類は、かつてないほどの核の脅威にさらされている。

こうした中、核廃絶を求める世界の声は高まりを見せており、核兵器の開発や保有、使用などを禁止する核兵器禁止条約の締約国は、発効から 3 年が経過し、73 か国に達した。

日本はこの条約に対し、批准をしていないが、「核廃絶の出口に当たる重要な条約である」と高く評価している。未批准国もオブザーバーとして参加する権利があり、一昨年 6 月に開かれた核兵器禁止条約の初めての締約国会議には、NATO 加盟国であるノルウェー、ドイツなどがオブザーバーとして参加し、昨年 11 月に開かれた第 2 回の締約国会議には 35 か国がオブザーバー参加するなど、国際的な広がりを見せている。唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非保有国との橋渡しを目指す日本が、多くの非保有国で構成される締約国会議にオブザーバー参加することにより、非保有国と意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝える重要な役割を果たすことができる。

また、締約国の中には、カザフスタンのように過去に核実験が行われた国もあり、こうした国の被爆者への医療支援などに、日本の様々な知見や経験を役立てることもできると考える。

よって、核兵器をめぐる情勢が混迷の様相を呈する今こそ、核廃絶の議論を前に進めるため、来年3月に予定されている次回の締約国会議に日本政府がオブザーバー参加されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月13日

三 次 市 議 会

令和6年（2024年）12月13日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 重 信 好 範

〃 新 田 真 一

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 増 田 誠 宏

〃 國 重 清 隆

〃 片 岡 宏 文

学校給食費の無償化を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。



提 出 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画，  
共生・共助），女性活躍担当，共生社会担当

衆議院議長

参議院議長

発議第10号

### 学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教科学習と並んで学校教育の一環となっている。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなど、その教育的効果は大きい。

その経費の負担について文部科学省は、学校設置者の判断で保護者の負担軽減を図ることが可能であるとの見解を示した。自治体によっては子どもの貧困対策はもとより、子育て支援や少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助、または一部補助している。

令和5年4月にこども家庭庁が発足し「こども未来戦略方針」において、学校給食費の無償化に向け、文部科学省による全国ベースでの学校給食の実態調査が行われたが、小中学校の全児童生徒に完全無償化した自治体は547、全体の約30%で、多子世帯などに限る一部無償化を含めると722自治体、約40%という実態であった。

しかしながら、学校給食費の無償化を実施するには大きな財政負担が必要で、本市においても約2億円の恒常的な経費負担となると試算しており、財政力の弱い小規模自治体においては、その財源確保が困難であり実施に踏み切れていない。

同じような状況にある自治体は、全国各地に存在すると考えている。

本来、公教育の機会均等の立場からも、居住地域における教育負担の格差を最小限に留めることは国の務めである。

よって、国においてはこうした状況を鑑み、子どもたちの健やかな成長を保障する学校給食について、国の責任において全ての自治体が学校給食費の無償化を実施できるよう財政措置を講ずることを強く要望する。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月13日

三 次 市 議 会

令和6年（2024年）12月13日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 小 田 伸 次

〃 保 実 治

〃 鈴 木 深由希

〃 横 光 春 市

〃 掛 田 勝 彦

〃 細 美 克 浩

〃 竹 田 恵

有害鳥獣被害対策のさらなる推進を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
衆議院議長  
参議院議長

発議第 1 1 号

有害鳥獣被害対策のさらなる推進を求める意見書（案）

鳥獣被害対策については、これまでも様々な対策を講じてきているが、地球温暖化等による自然環境の変化や社会環境の変化を背景に有害鳥獣の生息域が拡大し、人々の生活圏にまで広がっており、農作物等への被害はもとより、農業の継続においても深刻な状態を招いている。

被害防止のための電気柵や侵入防止柵設置などの対策範囲は広く、資材の高騰、そして、施工費用や維持管理費用が増えることによって、農業所得はさらに減少し、農業従事者の営農意欲の低下を招く要因となっている。

特に、効果的な対策の一つである大規模防護柵が鳥獣被害防止総合支援事業によりその設置が推進されているところであるが、同事業の交付金に対し、財務省は、予算削減を含め抜本的な見直しを求めているとの報道がされている。鳥獣対策の現場に混乱や不安が広がらないよう慎重な対応を行うべきである。

また、狩猟者の高齢化等に伴う人材不足、狩猟免許の取得や狩猟継続に要する経費負担の問題、加えて、銃砲刀剣類所持等取締法に係る厳しい規制の状況も重なり、狩猟者が減少傾向にある。

鳥獣による農作物被害は、農業所得の減少を招き、地域経済に悪影響を及ぼすだけでなく、食糧自給率低下につながる。特に、中山間地域に位置し、過疎高齢化が進む本市では、農業従事者は減少しており、鳥獣被害対策自体が困難となってきている。

以上のことから、国においては、有害鳥獣対策のさらなる推進を図るため、次の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 有害鳥獣等による農作物等の被害を防止するため、特に中山間地域における鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた、鳥獣害防止施策に対する財政支援をさらに充実すること。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金について、予算枠の拡大を図るとともに、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認等に係る手続きの簡素化、防護柵の整備に係る要件の緩和や手続きの簡素化をするなど、行政や地域がより積極的に活用できるよう措置を講ずること。また、鳥獣被害の防止の対策を講じるため、さらなるICTの積極的な利活用に対する財政的支援を拡充すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月13日

三 次 市 議 会

令和6年（2024年）12月13日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員	宍 戸 稔
〃	藤 井 憲一郎
〃	新 田 真 一
〃	増 田 誠 宏
〃	中 原 秀 樹
〃	山 田 真一郎
〃	國 重 清 隆
〃	細 美 克 浩

三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記条例（案）を次のとおり提出する。

発議第 1 2 号

三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年三次市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 2 条，第 5 3 条及び第 5 4 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については，なお従前の例による。

発議第 1 2 号

三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><b>第 5 2 条</b> 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第 5 2 条</b> 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。</p>
<p><b>第 5 3 条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第 5 3 条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。</p>
<p><b>第 5 4 条</b> 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第 5 4 条</b> 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。</p>